

# 給付年金コーナー

## 年金を受けている方が所在不明になったときは お届けが必要です

- ◆年金を受けている方の所在が1か月以上明らかでないときは、その世帯の世帯員の方は所在不明についての届出を速やかに行う必要があります。提出先はお近くの年金事務所です。
- ◆お届けいただいた後、受給権者ご本人の健在を確認し、所在が不明な場合は、年金の支払いが一時止まります。
- ◆年金の支払いが止まっている方の所在が明らかになったときは、年金のお受け取りを再開するための手続きが必要になります。お近くの年金事務所までご連絡をお願いします。

**問合せ** 秩父年金事務所 ☎27・6560

## ～有料広告を掲載できます～

広報ながとろ「くらしのメモ」と町HPには有料で広告を載せることができます。詳しくは町HPをご覧になるか企画財政課へお問合せください。

**問合せ** 企画財政課企画財政担当 ☎66・3111 内線222

## フェイスブック・インスタグラムの公式アカウントを開設しています！

フェイスブック  
「長瀬町 (Nagatoro)」



インスタグラム  
「なが撮ろ」



## 今月の 介護保険料

■特別徴収（令和元年度第2期）※今月支給される年金から天引きされます。

■6月からの特別徴収（年金天引き）開始

平成30年度の介護保険料を納付書や口座振替で納付していただいていた方のうち、令和元年度の介護保険料を6月の年金から特別徴収へ切り替えて納付していただく方に、令和元年度介護保険料特別徴収（年金天引き）開始のお知らせを送付します。

**問合せ** 健康福祉課介護保険担当 ☎66・3111 内線133

## 今月の学校給食費

6月分の学校給食費は、6月10日(月)に口座振替となりますので、残高をご確認ください。